

2 廃棄物対策の推進

県では、平成 18 年 3 月に「福井県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物および産業廃棄物の減量化・リサイクルおよび適正処理の推進を図っています。また、廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めた指導要綱に基づき事業者への指導を行っています。

なお、廃棄物対策として所管している法令等は次のとおりであり、当該法令等に基づき、許可、届出の受理等の事務処理、立入検査および監視指導を実施しています。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 法」という。）
- ・化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）
- ・福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）

参考)

福井県廃棄物処理計画の概要

1) 一般廃棄物の目標値の設定

- ・ 1 人 1 日当たりごみ排出量を平成 22 年度で 940 g、同 27 年度で 914 g とする。
（平成 15 年度で 973 g）
- ・ 一般廃棄物のリサイクル率を平成 22 年度で 25.7%、同 27 年度で 30.9% とする。
（平成 15 年度で 18.6%）

2) 産業廃棄物の目標値の設定

- ・ 産業廃棄物の発生量を平成 22 年度で 322 万 4 千トン、同 27 年度で 322 万トンとする。
（平成 15 年度で 303 万 9 千トン）
- ・ 産業廃棄物のリサイクル率を平成 22 年度で 52.9%、同 27 年度で 55.1% とする。
（平成 15 年度で 49.8%）
- ・ 産業廃棄物の最終処分量を平成 22 年度で 5 万 2 千トン、同 27 年度で 3 万 2 千トンとする。
（平成 15 年度で 8 万トン）

(1) 一般廃棄物

ア 減量化・リサイクルの推進

県では「福井県リサイクル製品認定要綱」を策定し、リサイクル製品認定制度を設け、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図っています。当センターでは認定制度に基づく施設の検査を実施しています。

参考)

- ・リサイクル製品認定制度の概要

県内で製造されたリサイクル製品で、規格等について一定の基準を満たすものを「リサイクル認定品」として認定する。

リサイクル製品認定（品目）件数：13 件（H22.3.31 現在）

(2) 産業廃棄物

ア 減量化・リサイクルの推進

当センターでは、廃掃法等の定めるところにより、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上である者および特別管理廃棄物の発生量が 50 トン以上であるもの）に対し産業廃棄物の減量化、処分に関する計画の提出およびその実施状況について報告を求めています。

イ 適正処理の推進

県では、廃棄物の不法投棄、野焼きおよび不適正処理の未然防止と早期発見に努め、より快適で住みやすい環境づくりを図るため「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」を策定し、不法投棄等の情報収集体制や連絡体制を定めています。

当センターにおいても、県関係機関、警察署および市町等による「丹南地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」を平成 6 年に設置し、廃棄物の不法投棄や野焼き等の未然防止に努めています。

主な活動

- ・ 6 月の「環境月間」、12 月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心とした意識啓発、市町との合同パトロール
- ・ 県関係機関、警察署および市町等との連携確保
- ・ 不法投棄等連絡員や不法投棄 110 番などによる迅速な情報収集
- ・ 重点監視場所の設定と継続監視
- ・ 夜間および休日パトロール（夜間：86 回 休日：85 回）
- ・ 県警へりを利用したスカイパトロール

また、当センターは、廃掃法に基づく（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、同法に基づく（特別管理）産業廃棄物処分業および産業廃棄物処理施設設置の許可申請（県知事の許可）の窓口となっており、産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施するなど、産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な指導を行っています。

なお、一般廃棄物処理施設についても県知事許可であるため、許可申請の受付を行っています。平成 20 年度末におけるそれぞれの許可件数は、表 1～表 3 のとおりです。

(3) その他の廃棄物対策業務

ア PCB 法

PCB を含有しているコンデンサー、変圧器等を保管または使用している事業者からの届出の受理および当該情報の公開を行っています。

- ・ 平成 21 年度末現在届出施設数：1 4 4 施設

なお、これらの PCB を含有している廃棄物は、北海道の処理施設において平成 20 年 11 月からその処理が開始されています。

イ 化製場法

家きん畜舎および化製場の設置について許可および届出の受理を行っています。

平成 21 年度末における化製場等の施設数は、表 4 のとおりです。

ウ 自動車リサイクル法

廃自動車の引き取り、フロン類の回収、自動車解体および破砕を行う事業者の登録および許可を行っています。

平成21年度末における登録・許可事業者数は、表5のとおりです。

表1 一般廃棄物処理施設数

H22.3.31 現在

施設種別	平成21年度						19年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
し尿処理施設	1	1				2	2
ごみ処理施設	2	4				6	5
粗大ごみ処理施設	1	1				2	2
最終処分場		1			2	3	3
合計	4	7	0	0	2	13	12

表2 産業廃棄物処理施設数

H22.3.31 現在

施設種別	平成21年度						20年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
汚泥の脱水施設		2				2	2
汚泥の焼却施設	1	2				3	3
中和施設					1	1	1
油水分離施設						0	0
廃油の焼却施設		2				2	2
木くず等の破砕施設	3	8			3	14	15
廃プラの破砕施設		3				3	3
廃プラの焼却施設	2	2	1			5	5
シアンの分解施設						0	0
その他の焼却施設		2	1			3	3
合計	6	21	2	0	4	33	34

表3 産業廃棄物処理業者数

H22.3.31 現在

業種種別	平成21年度							20年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管外	合計	
産廃処分業	14	21			5		40	41
特管産廃処分業	2	3					5	4
産廃収集運搬業	37	74	2	3	24	65	205	206
特管産廃収集運搬業	5	6				30	41	42
合計	58	104	2	3	29	95	291	293

表 4 化製場等施設数

H22. 3. 31 現在

施設種別	平成 21 年度				20 年度末
	鯖 江 市	越 前 市	越 前 町	合 計	
家きん畜舎	7	9	1	17	17
化製場準用施設		1		1	1
合計	7	10	1	18	18

表 5 自動車リサイクル法登録・許可事業者数

H22. 3. 31 現在

業種種別	平成 21 年度						20 年度末
	鯖 江 市	越 前 市	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	合 計	
引取業	46	79	3	6	18	152	166
フロン類回収業	13	27	3	1	4	48	48
解体業	2	3			1	6	6
破碎業	1	2			1	4	4
合 計	62	111	6	7	24	210	224